

富士市保健休養林野田山健康緑地公園(キャンプ場)

指定管理事業に係る事業者募集要項

この要項は、富士市保健休養林野田山健康緑地公園(キャンプ場)指定管理事業に係る事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

1. 募集の概要

(1) 事業の名称

富士市保健休養林野田山健康緑地公園(キャンプ場)運営事業

(2) 募集の目的

富士市保健休養林野田山健康緑地公園(キャンプ場)は、キャンプ、BBQ、軽スポーツ及びハイキングなど、多様な目的で利用される施設であり、市民の健康増進及び余暇活動の場として利用されているほか、市外からの利用者も多く訪れる施設である。

当施設では、令和3年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者の知識や経験を活用した施設運営を行ってきた。その結果、利用者サービスの向上や施設の魅力向上が図られ、利用者数の増加や施設運営の充実につながっている。

現在の指定管理期間が令和9年3月31日をもって満了となることから、引き続き民間事業者のノウハウを活用しながら、利用者サービスの向上、安全で快適な施設運営、施設の適切な維持管理及び利用促進を図るため、次期指定管理者を募集するものである。また、施設の設置目的である保健休養及び健康増進の場としての機能を維持するとともに、地域資源を活用した魅力ある施設運営や利用者ニーズに対応した事業展開を期待し、公募型プロポーザル方式により指定管理者を選定する。

2. 指定管理対象施設

(1) 名称

「富士市保健休養林野田山健康緑地公園」内キャンプ場区域(金丸山広場等)

(2) 所在地

富士市中之郷4482番地の140、141

(3) 施設規模

ア キャンプ場区域(金丸山広場等) 約2.1ha

イ 周辺市有林内遊歩道他 約 1.0ha

ウ キャンプ場隣接駐車場 約 150m²

エ 接続道 約 370m（林道吉津金丸線からのアクセス道路）

※ 施設構成については、別添「富士市保健休養林野田山健康緑地公園（キャンプ場）指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）の 4 施設の概要（1）施設構成のとおり。

3. 業務内容

別添「仕様書」のとおり。

4. 指定管理年月日

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5. 事業者選定方法

指定管理者の選定は、「富士市都市基盤施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションを実施し、応募者の中からキャンプ場の設置目的を効果的に達成することができると認められる者を指定管理者の候補者として選定する。

6. 担当課

富士市産業交流部林政課

所在地 〒417-8601 富士市永田町 1-100

電 話 0545-55-2783

[メール rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp)

7. 応募資格

次のいずれも満たすものとする。

- (1) 既に市内で事業を行っている民間事業体または団体、もしくは、新たに市内に民間事業体または団体を設立する予定の者。
- (2) 応募者の制限

- ・富士市暴力団排除条例（平成２４年富士市条例第２号）第２条第３項に掲げる暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- ・地方自治法施行令第１６７条の４の規定に基づき、市の入札に参加できない団体等でないこと
- ・市の指名停止措置を受けている団体等でないこと
- ・会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをしていないこと
- ・市長又は市議会議員が代表者である団体等でないこと（市が出資している法人を除く）

(3) 財務基盤等の基準

本施設を指定管理期間中、安定的に運営管理することが可能な財務基盤が確保されていること。具体的には以下の基準を応募者の構成団体全てが満たしていること。

- ・経常利益が３期連続で赤字でないこと
- ・直近期が債務超過でないこと
- ・直近２年分の法人税や消費税等の税金の未納がないこと

8. 今後のスケジュール

項目	時期	備考
公表	令和８年８月３日（月）～	
指定管理者公募説明会参加申込	令和８年８月３日（月）～ 令和８年８月１４日（金）	参加申込書については第３号様式参照
説明会	令和８年８月２０日（木）	
質問受付期間	令和８年８月２１日（金）～ 令和８年８月２５日（火）	質問書については第４号様式参照
質問回答	令和８年８月３１日（月）	質問・回答は、８月３１日（月）までに富士市ウェブサイト公開

項目	時期	備考
応募書類受付期間	令和８年８月２１日（金） ～ 令和８年９月７日（月）	最終日の午後５時１５分までに富士市産業交流部林政課（市庁舎５階）に持参により提出すること
審査の実施	令和８年９月中予定	事業者によるプレゼンテーションを実施
結果通知	令和８年１０月初旬	
議会の議決	令和８年１１月	
協定の締結	令和９年３月中まで	
業務開始	令和９年４月１日	

１）指定管理者公募説明会参加申込について

令和８年８月３日（月）～令和８年８月１４日（金）まで。なお、受付時間は 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

富士市産業交流部林政課（市庁舎５階）に持参、郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと）又は電子メールいずれかで提出すること。

9. 応募手続

(1) 留意事項（応募者について）

（応募者についての共通事項）

○経営する事業所に対し、国・県・市により過去３年間指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。

(2) 応募方法

ア 受付期間 令和８年８月２１日（金）から令和８年９月７日（月）まで。なお、受付時間は日曜日、土曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

イ 提出方法 富士市産業交流部林政課まで提出書類を正本１部、副本１２部を直接持参すること。

ウ 提出書類 別紙１「提出書類一覧」のとおり

10. 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する選定評価委員会において、参加事業者ごとに別紙2「富士市保健休養林野田山健康緑地公園(キャンプ場)指定管理者選定評価基準」に基づいて評価を行う。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者から運営事業者の候補者を決定する。

なお、参加事業者が1者の場合も選考を行い、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行う。また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、再度公募を行う。

(2) 選考における評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和8年9月予定

時間、場所等の詳細については別途連絡する。

(4) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。なお、総括責任者となる者は必ず出席すること。

(5) プレゼンテーション審査内容

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(15分程度)を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクタ等を使用する場合は、事前に林政課に相談すること。

(6) その他

選定評価委員会での選考は非公開とする。

11. 結果の公表

選考結果については、富士市ウェブサイトで公表するとともに、令和8年10月初旬にすべての参加事業者宛に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

12. その他留意事項

(1) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(2) 接触の禁止

選定評価委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(3) 重複応募の禁止

1 法人（団体）につき、応募は 1 件とする。複数の応募はできない。

(4) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできない。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではない。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人等の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い（著作権）

申請書類の著作権は、申請者に帰属するが、市長が必要と認める場合には、申請書類全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、事業計画書は、富士市情報公開条例の開示対象文書となるため、公表に際しては公開内容を当該申請者と協議の上、決定するものとする。

(8) 業務の再委託の制限

- ・すべての業務を一括して再委託することはできない。
- ・個別の業務の再委託には市の承諾が必要である。

提出書類一覧

	書類名称	内容	様式
1	指定申請書		第 5 号様式
2	法人等概要書	過去 3 年間の実地指導又は監査の結果通知書、報告書がある場合は、写しを添付すること。また、パンフレット等があれば添付すること。	第 6 号様式
3	グループ構成員表	共同事業体で応募する場合のみ提出	第 7 号様式
4	共同事業体の構成に係る協定書	共同事業体で応募する場合のみ提出	任意様式
5	委任状	共同事業体で応募する場合のみ提出	第 8 号様式
6	管理実績一覧	公共施設及び類似施設の管理実績	第 9 号様式
7	事業計画書	仕様書に掲げる事業内容に沿って計画すること。なお、各事業の提案事項は、この様式に記載のこと。	第 10 号様式 (第 10-1 ～第 10-1 7 号様式)
8	誓約書		第 11 号様式
9	定款、寄付行為、規約 又はこれに代わる書類	最新のもの	—
10	法人にあたっては登記 事項証明書、法人以外 の団体にあたっては代 表者の住民票の写し	応募申込前 3 か月以内に発行されたもの（原本は正本に、副本には写しを添付すること。）	—
11	直近 3 か年の財務諸表 及び税務申告書	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 税務申告書は、別表 1、4、5 の添付は必須 (無い場合は類する資料) ※共同事業体の場合は全構成法人分	任意様式

		※財務諸表及び税務申告書の作成が義務づけられていない団体の場合財務諸表または財務諸表に類するものであって当該団体の経営状況がわかる書類	
12	直近2年分の法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書、その他の税について未納がないことの証明書		—
13	収支計画書	指定管理後5年間の収支計画 その他任意様式の添付可能	13号様式

※ 共同事業体で応募する場合には、③、④、⑤のほか、共同事業体を構成する法人等ごとに上記②、⑨、⑩、⑪、⑫の書類を提出すること

※ 応募に係る提出書類は、原本1部、副本12部をファイル等に綴じて提出すること。

富士市保健休養林野田山健康緑地公園（キャンプ場）指定管理者選定評価基準

1. 評価基準の位置付け

富士市保健休養林野田山健康緑地公園（キャンプ場）の指定管理者の指定を行うに当たって、施設を管理運営するのに最も適した候補者を選定するための評価基準を示したものである。

2. 基本的な考え方

- （1）評価に当たっては、申請書類、プレゼンテーション等を基にして、設定された評価基準により採点する。
- （2）下記の選定方法を行った結果、選定対象となる応募者がいなくなる場合は、選定委員会で条件をつけた上で候補者として選定することができるものとする。

3. 選定方法

- （1）委員ごとに選定評価シートにより採点を行い、委員全員の総合得点の合計が最も高いものを候補者に選定する。
- （2）合計得点が高点の団体が複数あった場合は、高点の団体から委員の合議により候補者を選定する。
- （3）各評価項目について、委員全員の合計得点の平均が標準点（満点の 60/100）未満の場合は、選定の対象から除く。

評 価 基 準

（1）評価点（採点基準）

評点	評 価
5	とても優れている
4	優れている
3	指定管理者としての標準には達している
2	やや問題がある
1	問題がある

(2) 評価項目と配点

評価項目		配点
1. 指定管理に係る基本方針	事業への参加動機、意欲	5 点
	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	10 点
	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	5 点
	利便性向上の方策	7.5 点
2. 運営管理業務に関すること	基本的な運営内容	5 点
	営業、PR活動の方策	10 点
	自主事業の実施方法	5 点
3. 維持管理業務に関すること	施設の衛生管理の実施方法	5 点
	施設の保守点検、維持修繕の実施方法	5 点
	利用者の安全確保策	5 点
4. 収支に関すること	収支について	5 点
	利用料金、自主事業による収入について	5 点
	利用料収入の還元等について	10 点
5. 業務の実施体制に関すること	適切な管理運営のための組織体系及び人員体制	5 点
	人材育成の考え方	5 点
	リスクマネジメントの考え方	5 点
	財政的な能力について	2.5 点
合 計		100 点